

譲渡施設（確定）

下表のとおり、公共下水道施設を無償譲渡します。なお、施設を市に譲渡した日（検査済証発行日）から2年（故意又は重大な過失があった場合は10年）の期間において、本工事による不備が発生した場合は、申請者（又は施工者）の責任で是正します。

譲渡施設	種類	確定数量	備考
本管	記載例) 汚水・VU・ ϕ 250	10.1m	少数第1位
		m	
		m	
		m	
		m	
人孔	記載例) 1号、2号、特殊、1号楕円、小型塩ビ	2箇所	
		箇所	
		箇所	
		箇所	
取付管	記載例) 汚水・VU・ ϕ 150	2箇所	
		箇所	
		箇所	
用地		m ²	登記（予定）面積
その他			

各施設の埋設位置等は完成届に添付する竣工図を参照。確定数量は、市の完了検査後に市の指示により記載すること。

譲渡日 年 月 日 (16条承認番号 ー)

※譲渡日は検査済証発行日とする。